

(仮称) 静岡県動物愛護センター基本構想

令和4年12月  
静岡県

## 目次

第1章 動物愛護管理行政の現状	
1 動物愛護管理行政を取り巻く環境の変化	1
2 静岡県動物愛護管理推進計画に基づく取組等	1
3 現状の動物愛護管理業務及び体制	2
第2章 (仮称)静岡県動物愛護センターの整備の必要性	
1 経緯	3
2 動物管理指導センターの現状	3
3 動物管理指導センターの今後のあり方	6
4 動物管理指導センターの現状への対応方針(あり方検討会報告)	7
第3章 (仮称)静岡県動物愛護センターのコンセプト	8
第4章 (仮称)静岡県動物愛護センターの「役割と取組」及び「機能と施設」	
1 役割と取組	9
2 機能と施設	10
第5章 (仮称)静岡県動物愛護センターの整備方針	
1 整備方法等	12
2 設置地域及び設置場所の条件	12
3 設置地域及び設置場所の決定	14
第6章 管理運営方法	15
第7章 整備スケジュール予定	15
第8章 まとめ	16
人と動物の共生推進のための拠点検討会	17
参考資料 静岡県動物愛護施策の推進に係る検討会報告書(概要)	

# 第1章 動物愛護管理行政の現状

## 1 動物愛護管理行政を取り巻く環境の変化

かつての動物愛護管理行政における地方公共団体の役割は、狂犬病予防法に基づく犬の抑留や、動物の保護及び管理に関する法律に基づく動物による人間の生命、身体または財産に対する侵害の防止を重視したものであった。

近年の動物愛護精神の高まりを受け、「動物の保護及び管理に関する法律」も変遷を遂げており、平成11年の法改正では「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）へと名称が変更され、「飼い主責任」について法律上で明記された。また、平成24年の法改正では、法目的に「人と動物との共生」が追記され、動物の所有者の責務として「終生飼養」が明文化された。さらに、地方公共団体の役割として殺処分ゼロに向けた譲渡、返還の推進が明記された。

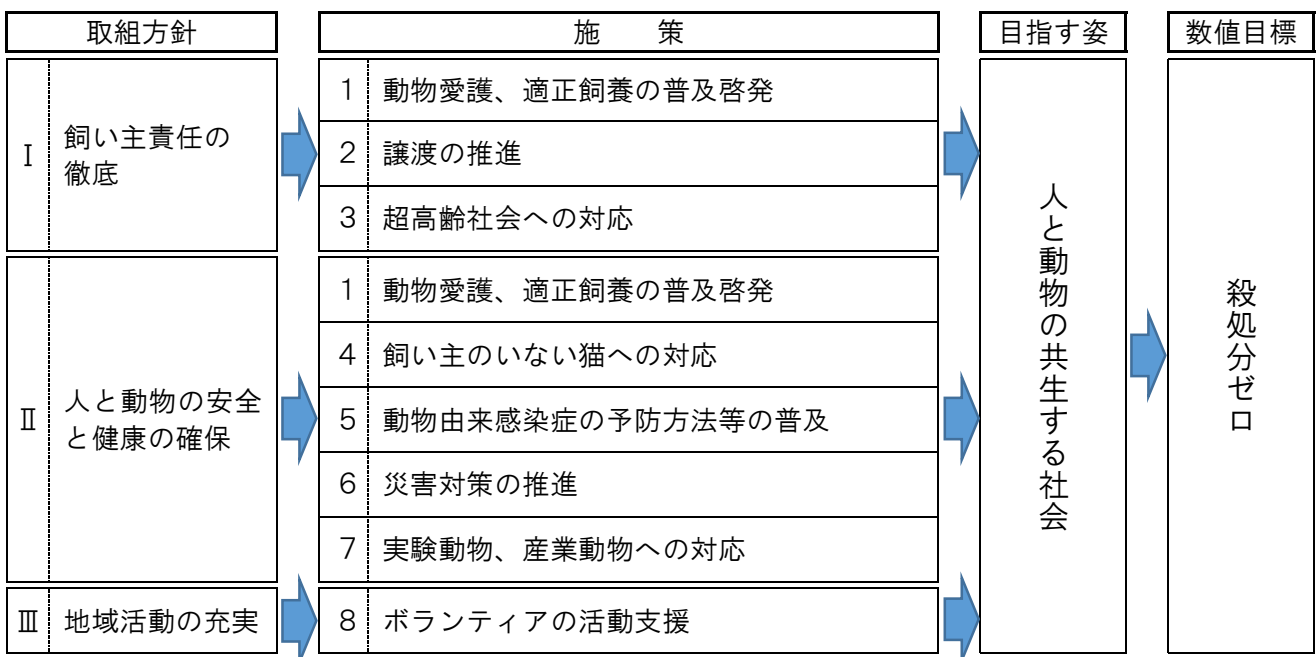
上記のように、動物愛護管理行政において、人と動物の共生や動物愛護精神の涵養、殺処分減少に向けた取組の比重が大きくなっており、多くの地方公共団体が近年の法改正や動物愛護への関心の高まりを受け、譲渡の推進や動物愛護、適正飼養の推進等をコンセプトとした動物愛護拠点の整備に取り組んでいる。

## 2 静岡県動物愛護管理推進計画に基づく取組等

静岡県では、「動物愛護管理法」に基づき、平成20年3月に「静岡県動物愛護管理推進計画（2008）」を策定した。その後「静岡県動物愛護管理推進計画（2014）」を経て、令和3年3月には法改正を踏まえ、「静岡県動物愛護管理推進計画（2021）」を新たに策定し、「人と動物の共生する社会」の実現を目指し、「犬猫の殺処分頭数0頭」を数値目標に掲げ、取組方針である「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」に基づいた施策を展開している。

### 【静岡県動物愛護管理推進計画（2021）】

計画期間	令和3年度～令和12年度	目指す姿	人と動物の共生する社会		
取組方針	Ⅰ 飼い主責任の徹底 Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保 Ⅲ 地域活動の充実				
数値目標	殺処分ゼロ	施策	8 施策	モニタリング指標	18 項目



### 3 現状の動物愛護管理業務及び体制

#### (1) 諸法律に基づく県の業務

区分	主な実施業務
① 動物の愛護及び管理に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主指導</li> <li>・ 動物の返還、譲渡</li> <li>・ 動物取扱業の登録関係業務</li> <li>・ 特定動物の飼養許可関係業務</li> <li>・ 犬・猫の引取り</li> <li>・ 負傷動物の収容</li> <li>・ 普及啓発</li> </ul>
② 狂犬病予防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬の登録、狂犬病予防注射指導</li> <li>・ 犬の捕獲、抑留</li> </ul>
③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物由来感染症対策（調査研究、普及啓発など）</li> </ul>

#### (2) 動物愛護管理行政の組織及び動物収容施設

県の動物愛護管理行政の組織は、本庁（衛生課）、7か所の保健所（賀茂、熱海、東部、御殿場、富士、中部、西部）及び動物管理指導センターからなる。

各保健所の衛生薬務課では、飼い主指導、動物取扱業の登録関係業務、特定動物の許可関係業務及び県民からの苦情や相談等の受付を担当している。さらに、東部保健所、富士保健所、中部保健所及び動物管理指導センターには動物の保護、引取りや飼い主指導等の機動的業務を担当する動物保護指導班が設置されている。

動物管理指導センターでは、各指導班が保護、引取りした犬、猫のうち、譲渡、返還に至らなかった犬、猫の飼養管理、譲渡、殺処分、また、普及啓発活動、動物由来感染症の調査研究等の業務を行っている。

県の動物収容施設は、4か所の動物保護管理所（賀茂、東部、富士、中部）及び動物管理指導センターである。各指導班及び賀茂保健所が保護、引取りした犬、猫は動物保護管理所において一時収容し、一定期間経過後、譲渡、返還に至らなかった場合には、動物管理指導センターに移送される。

#### 【静岡県の動物愛護管理業務実施体制】

業務内容 \ 組織名	本庁	指導班	衛生薬務課	動物管理指導センター
普及啓発事業	○	○		○
飼い主指導（地域猫対応）		○	○	（第4指導班が実施）
狂犬病予防登録注射指導		○	○	（第4指導班が実施）
動物取扱業の登録			○	
特定動物の飼養許可			○	
動物由来感染症対策				○
犬の捕獲・収容		○		（第4指導班が実施）
犬猫の引取り		○		（第4指導班が実施）
負傷動物の収容		（状況に応じて実施）	○	（第4指導班が実施）
返還		○		（第4指導班が実施）
飼育管理		○		○
譲渡		（ボランティア譲渡実施）		○
殺処分		（状況に応じて実施）		○
焼却				○※

※浜松市の斎場に依頼

## 第2章 (仮称) 静岡県動物愛護センターの整備の必要性

### 1 経緯

令和元年6月に「動物愛護管理法」が改正され、令和2年4月には「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」も改正された。

これらの法改正等を踏まえ、県では令和3年3月に、同法に基づく「静岡県動物愛護管理推進計画(2021)」を策定し、適正飼養・適正譲渡の推進による殺処分ゼロを目指し取組を進めている。

一方、県の動物愛護管理施策を推進するための拠点である動物管理指導センターは、築後47年が経過しており老朽化が著しく、また、抑留施設として建設されたため、譲渡に向けた長期収容のための収容機能が不足する等、愛護に係る機能不足が課題である。

区 分	動物管理指導センターの課題
殺処分頭数削減	・ 譲渡に向けた長期収容のための収容機能がない ・ 譲渡推進機能の工夫が必要(譲渡動物展示室等)
普及啓発	・ 処分施設としてのイメージがあり、来場者が少ない ・ 人の交流を通じた動物愛護教育の推進の強化が必要
ボランティア活動の支援・育成	・ ボランティアの情報共有、技能向上等の場の提供が必要
地域バランス	・ 政令市の施設との配置バランスを考慮することが必要
施設の老朽化	・ 築後47年が経過し、耐震性が不足する施設(耐震性能ランク「Ⅱ」)と判定

### 2 動物管理指導センターの現状

#### (1) 施設概要

名 称	動物管理指導センター
設 置 者	静岡県
所 在 地	静岡県浜松市西区大山町 3551 番地の 1
設置時期	昭和 50 年 4 月 (築 47 年経過)
開庁日時	【平日】月曜日～金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで 【第 2・第 4 土曜日】9 時から 15 時まで動物愛護館を一般開放
アクセス	・ JR 浜松駅からバスで約 40 分、バス下車後徒歩で 25 分 ・ 東名高速道路浜松西インターから車で 5 分

※第2・第4土曜日の動物愛護館の一般開放時は、譲渡会やふれあい事業を開催(建物等概要)

- 面 積：敷地 14,909.11 m<sup>2</sup>
- 面 積：延床 1,274.71 m<sup>2</sup>
- 構 造：鉄筋コンクリート造／平屋建(愛玩小動物棟の一部は地下2階)
- 施設概略図：5 ページ

#### (2) 機能及び設備

管理ゾーン	主に保護・引取り動物の飼育、殺処分や焼却(現在は浜松市斎場に依頼)等の管理業務を実施
愛護ゾーン	適正飼養の推進・啓発、犬・猫の譲渡会やふれあいを通じた動物愛護の推進の場

#### ア 収容機能

犬の収容機能として現在利用可能な設備は、犬保護室、子犬飼育舎である。猫の収容機能として利用可能な設備は、愛玩小動物棟内の猫保護室のみである。

※ケージなどを用いた場合は、施設全体で犬 60 頭、猫 20 頭収容可能

#### イ 普及啓発機能

普及啓発機能として、昭和 62 年に動物愛護館を設置した。この場所では、親子動物学習会、子猫のふれあい広場、譲渡会等の各種イベントを開催している。

(収容人数 50 人)

#### ウ 調査研究機能

動物由来感染症等の研究を行う機能として、研究棟を設置しており、研究棟内には、検査室、解剖室、滅菌室を備えている。

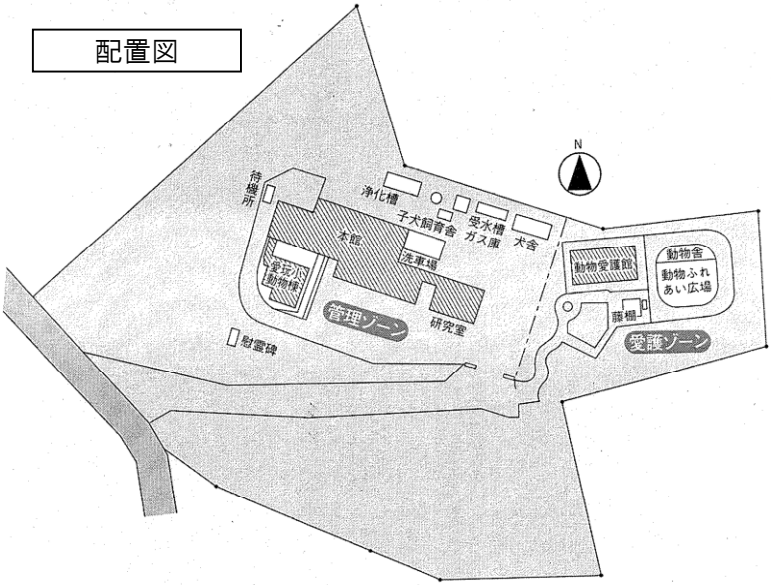
#### エ 殺処分機能及び焼却機能

動物管理指導センターには、犬の抑留施設として設置されたこと、センター設置当初は動物の保護、引取り頭数が現在と比較して非常に多かったことなどから、ガス処分機 2 機、焼却炉 2 機を設置しているが、現在、動物愛護の観点や、殺処分頭数の減少により、ガス処分機及び焼却炉は使用していない。

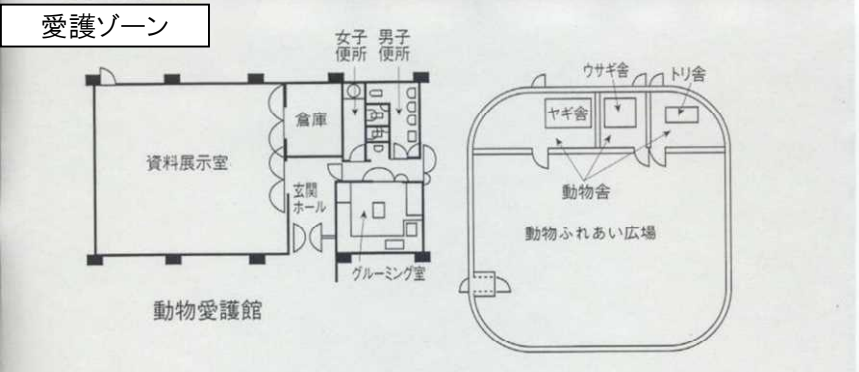
### (3) 実施業務

項目	内容
動物の保護と管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 犬猫の苦情への対応及び正しい飼い方の指導</li><li>・ 狂犬病予防法に基づく犬の保護</li><li>・ 飼うことのできなくなった犬・猫及び所有者不明の犬・猫の引取り</li><li>・ 犬・猫の譲渡（子犬・子猫をゆずる会、子猫のふれあい広場等）</li><li>・ 人を咬んだ飼い主不明犬の狂犬病検診</li><li>・ 動物の虐待防止に関する指導及び措置</li></ul>
動物愛護精神と適正飼養の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 動物愛護教室</li><li>・ 動物介在活動（動物ふれあい訪問活動等）</li><li>・ 飼育講習会（犬猫の譲渡希望者講習会、学校飼育動物学習会等）</li><li>・ 災害時における愛玩動物対策行動指針及びペット同行避難の周知</li></ul>
動物由来感染症の実態把握(調査研究)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 動物から人へ感染するおそれがある疾病に関する調査研究 等</li></ul>

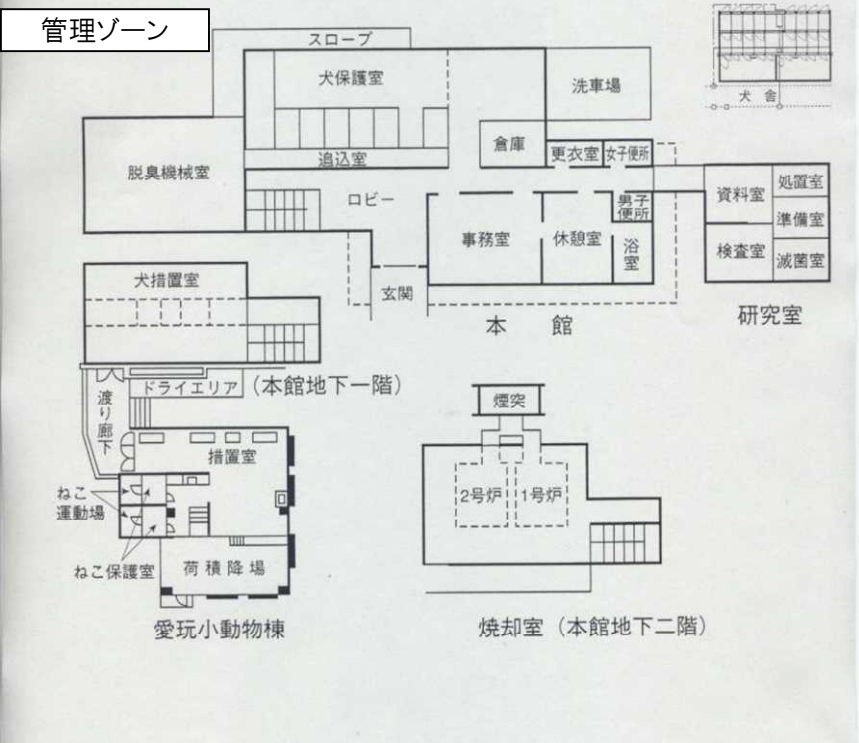
配置図



愛護ゾーン



管理ゾーン



### 3 動物管理指導センターの今後のあり方

令和元年度に開催された有識者による「静岡県動物愛護施策の推進に係る検討会（以下「あり方検討会」という。）」では、今後の動物愛護施策及び動物管理指導センターに求められる役割やあり方について、報告書として提言を受けた。

動物管理指導センターには、今後の動物愛護施策の拠点としての役割が求められるが、現在の施設設備では、その役割を果たすための十分な機能を備えておらず、機能の強化及び変換が必要である。

また、動物愛護の象徴としての機能や県民の立ち寄りやすさ等を鑑みると、その設置地域及び設置場所についても検討する必要がある、その際には、県内政令市の同様施設との配置バランスも考慮する必要がある。

#### (1) 本県の動物愛護管理行政に求められる事項と課題

事項	課題
(1)殺処分頭数減少に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容能力、譲渡機能の拡充</li> <li>・ボランティアとの協働</li> <li>・引取り数減少のための取組（地域猫等）等</li> </ul>
(2)動物に関する苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼養の普及啓発</li> <li>・ボランティアとの協働</li> </ul>
(3)高齢社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部局との連携</li> <li>・独居、飼い主死亡後の対応等</li> </ul>
(4)ボランティアとの協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の支援</li> <li>・ボランティアの育成</li> </ul>
(5)被災動物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災動物救護拠点のあり方</li> <li>・平時からの普及啓発</li> </ul>

#### (2) 今後の動物管理指導センターのあり方と課題

区分	課題
(1)殺処分頭数削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡に向けた長期収容のための収容機能がない</li> <li>・譲渡推進機能の工夫が必要（譲渡動物展示室等）</li> <li>・動物福祉の観点から必要と判断した場合の安楽死処置</li> </ul>
(2)普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分施設としてのイメージがあり、来場者が少ない</li> <li>・人の交流を通じた動物愛護教育の推進の強化が必要</li> </ul>
(3)ボランティア活動の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの情報共有、技能向上等の場の提供が必要</li> </ul>
(4)配置バランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令市の施設との配置バランスを考慮した設置場所の検討</li> </ul>
(5)施設の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築後47年が経過し、耐震性が不足する施設（耐震性能ランク「Ⅱ」）と判定</li> </ul>



#### 4 動物管理指導センターの現状への対応方針（あり方検討会報告）

令和元年度に実施したあり方検討会の報告で示された動物管理指導センターの現状及び対応方針は表のとおりである。

区 分		現状	対応方針	
			検討会報告	考え方
設置場所 ・規模		浜松市に設置 (浜松市の施設と重複) 不足設備(例：長期収容、 愛護に係る設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東部地域への体制強化</li> <li>○政令市を含めた県内の配置バランス</li> <li>○立地条件の改善</li> <li>○適正規模の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県全域にわたる動物愛護の拠点</li> <li>・今後の施策方針に対応した施設整備</li> </ul>
譲渡	収容機能	頭数：犬 60 頭 猫 20 頭 期間：1 か月程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収容規模の見直し (猫の収容機能の拡充)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>頭数：猫の収容の拡充</li> <li>期間：譲渡成立まで</li> </ul>
	ボランティア	ボランティア譲渡会 10 回/年 (第 2 土曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設整備の拡充</li> <li>・県民活用スペースの拡充</li> <li>○運用体制の拡充</li> <li>・休日開館による対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいスペースやドッグラン等を設置</li> <li>・休日開館による利用者数の増加</li> </ul>
	県民向け	子犬子猫をゆずる会にて 48 頭譲渡 (H30 実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○譲渡適正付与体制の強化</li> <li>○譲渡機会の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡適正付与(馴致、訓練、不妊去勢の実施等)による譲渡数の増</li> <li>・展示室</li> </ul>
普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> <li>〈普及啓発事業〉</li> <li>・ふれあい広場 (計 86 人/年 6 回)</li> <li>・動物学習会 (計 35 人/年 1 回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設整備の拡充</li> <li>・県民活用スペースの拡充</li> <li>○運用体制の拡充</li> <li>・休日開館による対応</li> <li>○実施講座内容の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発対象の拡大 (学生、高齢者)</li> <li>・常設啓発展示の充実</li> <li>・施設見学対応</li> </ul>
ボランティア支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡会スペース提供 (動物愛護館)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設整備の拡充</li> <li>○新規人材の発掘、育成</li> <li>○継続的活動環境の確立に向けた環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動スペースの設置</li> <li>・資質向上、人材ネットワーク形成などを支援</li> </ul>
災害への対応		被災時の動物救護拠点としては機能しない 最低限の備蓄のみ (ケージ、餌、水等) ライフライン未整備 (非常用電源等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護施設の役割</li> <li>○設備整備の実施</li> <li>・備蓄倉庫、非常用電源等</li> <li>○政令市等との連携検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護拠点としての被災時の対応の枠組みを見直し</li> </ul>

### 第3章 (仮称) 静岡県動物愛護センターのコンセプト

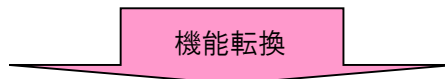
あり方検討会では、(仮称) 静岡県動物愛護センターには、「動物の命をつなぐための拠点」、「普及啓発の拠点」、「ボランティア支援、育成の拠点」、「災害時動物対策の拠点」の4つの役割が必要であり、抑留施設として建設された動物管理指導センターから、時代に即した動物愛護のシンボルとしての拠点への転換が必要であると結論づけられた。

あり方検討会報告を踏まえ、(仮称) 静岡県動物愛護センターのコンセプトは、以下の4つの役割全体とする。

#### 【コンセプト】



動物管理指導センター (抑留施設としての成り立ち) (昭和 50 年設置、老朽化、耐震不足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無機質な雰囲気</li> <li>・ 殺処分のための施設</li> <li>・ 迷惑施設 (アクセスの悪い場所)</li> </ul>
--	--



(仮称) 静岡県動物愛護センター (動物愛護のシンボル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪れやすい雰囲気 (アクセスしやすい場所)</li> <li>・ 愛護事業が中心 (殺処分施設なし)</li> <li>・ 県民から愛される施設</li> </ul>
---------------------------------	--

## 第4章 (仮称) 静岡県動物愛護センターの「役割と取組」及び「機能と施設」

### 1 役割と取組

(仮称) 静岡県動物愛護センターの4つの役割に対応する取組は、以下のとおりである。

#### 役割1 動物の命をつなぐための拠点

##### 収容機能の拡充

- ・動物の長期収容や健康管理を行う機能を拡充し、基本的なしつけ（ドッグ・アジリティ訓練を通じた人と動物の信頼関係の構築）及び不妊去勢手術を実施し、譲渡の機会を広げていく。
- ・獣医師が、動物福祉の観点からやむを得ないと判断した動物に限り、安楽死処置を実施する。

##### 適正譲渡の推進

- ・新しい飼い主への適正な譲渡を行うため動物とのマッチングの機会を設け、譲渡前の飼い方教室や、譲渡後のフォローアップを行う。
- ・団体への譲渡に対しては、団体の飼養状況に合わせて譲渡を行っていく。
- ・(仮称) 静岡県動物愛護センターから譲渡動物の情報を発信することにより譲渡希望者を募り譲渡の機会を広げていく。
- ・飼育環境をイメージさせるため、特に引取頭数の多い猫を展示する。

#### 役割2 普及啓発の拠点

##### 動物とのふれあいや人と人との交流を通じた動物愛護教育の推進

- ・動物愛護教育の推進のため、社会見学、動物のふれあいを通じた動物介在活動（動物愛護教室、ふれあい教室）や、多様な主体が持つ意見の交換を通じた動物愛護活動を実施する。
- ・動物とのふれあいの機会や、県民同士が気軽に利用できるコミュニティースペースを提供する。

##### 適正飼養の普及啓発の強化

- ・適正飼養の普及のため、ドッグ・アジリティ等の飼い方教室や、適正飼養関連の情報を発信していく。
- ・ワンヘルスの観点から、人と動物の共通感染症の調査研究を行い、感染動向を把握するとともに、関連した知識や発生時の注意喚起も含めた情報を発信していく。

#### 役割3 ボランティア支援、育成の拠点

##### ボランティア活動の支援

- ・ボランティアの支援のため、譲渡会の開催場所の提供やモデル地区を設定し飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う。
- ・講習会や情報交換会を通じてボランティアと自治体の福祉部局等との連携を図る。

##### ボランティアの育成及び発掘

- ・ボランティア活動に役立つ知識の習得やボランティア同士の情報交換の場の提供のための講習会を実施する。
- ・ボランティア活動を県民に周知するための展示イベント等を実施する。
- ・ペット関連の専門的知識及び技能を持つ人へ働き掛け、新しいボランティアの

発掘・登録に繋げる。

#### 役割4 災害時動物対策の拠点

##### 被災動物救護の拠点

- ・静岡県下全域における一体性を有したペットの保護収容体制を構築する。
- ・県外自治体や関係団体と連携した広域的な協力体制を構築する。

##### 災害時に備えた普及啓発

- ・災害時に備え、平時からの防災教育や、ボランティアリーダーの育成を行う。
- ・災害時の飼い主の役割について普及啓発するため、災害対策講習会を行う。

## 2 機能と施設

(仮称) 静岡県動物愛護センターの4つの役割に対し、必要な機能等は以下のとおりである。

役割	機能	区分	利用対象	内容	想定される施設 (例)
1 動物の命をつなぐための拠点	収容機能の拡充	動物の収容及び健康管理・しつけ <b>拡充</b>	県が保護・引取りを行った動物(犬及び猫)	全譲渡対象動物について、譲渡機会を確保するため、動物のストレスとならない構造の施設で長期収容(特に猫)を可能とする。(仮称)静岡県動物愛護センターに搬入された動物に対して、健康管理および治療を行い、譲渡対象動物には基本的なしつけ(ドッグ・アジリティ訓練等を通じた人と動物の信頼関係の構築)を行う。	動物飼養施設 臨床関係施設 ドッグラン
		譲渡対象動物に対する不妊去勢手術の実施 <b>新規</b>	譲渡対象動物(犬及び猫)	犬猫引取り頭数削減のため、適正飼育のモデルとして、譲渡対象動物に対し不妊去勢手術を実施する。	
		獣医師による安楽死処置の判定及びその実施 <b>縮小</b>	譲渡対象動物以外(犬及び猫)	獣医師が、動物福祉の観点から必要と判断した動物に限り、安楽死処置を実施する。動物の死体の焼却等は、専門施設へ依頼する。	
	適正譲渡の推進	一般譲渡の推進 <b>拡充</b>	県民	新しい飼い主とマッチングを行い、一般県民に犬猫の譲渡を行う。譲渡時には、犬猫飼い方教室を実施し、譲渡後には、飼養相談や(仮称)静岡県動物愛護センターの卒業犬猫同窓会等のフォローアップ教室を実施する。	動物飼養施設 ふれあいルーム グルーミング室 研修ルーム
		団体譲渡の実施 <b>拡充</b>	ボランティア	譲渡を希望するボランティア団体に対し、現在の飼育状況を確認し、飼育が可能であれば、譲渡を行う。	
		譲渡対象動物に関する情報発信(掲示、SNS等)の実施 <b>拡充</b>	県民	インターネットや掲示等を通じて、譲渡対象動物に関する情報発信を行い、譲渡希望者を募る。情報発信に当たり、譲渡対象動物のグルーミングを行う。	
		譲渡動物の展示 <b>新規</b>	県民	譲渡動物に対し、プラスのイメージを持ってもらい、飼育環境をイメージしやすくするため、特に引取頭数の多い猫を展示する。	

2	普及啓発の拠点	動物とのふれあいや人と人との交流を通じた動物愛護教育の推進	動物愛護教育の実施 [拡充]	小中学生等を 中心とした 県民	社会科見学などに対応できるコースや動線を確保し、動物愛護教育の推進のための社会科見学の実施を促進する。また、動物愛護教室を実施する。	研修ルーム ふれあいルーム 啓発展示エリア
			動物介在活動の実施 [拡充]	県民	動物とのふれあいを通じた福祉や動物愛護教育の推進のため、来場者や小中学生、高齢者等を対象とした動物介在活動（犬猫ふれあい教室や動物愛護教室）や、多様な主体が持つ意見の交換を通じた動物愛護活動を実施する。なお、動物とのふれあいにあたっては、感染症対策に考慮する。	
			動物を通じた県民交流の場の提供 [拡充]	県民	動物と触れ合うことができる機会や県民同士が気軽に利用できるコミュニティスペースを提供する。	
	強化	適正飼養の普及啓発の強化	適正飼養普及啓発事業 [拡充]	県民	適正飼養の普及啓発のため、ドッグ・アジリティ等の飼い方教室や、インターネット等を通じた情報発信を行う。	研修ルーム ふれあいルーム 啓発展示エリア 臨床関係施設 ドッグラン
			人と動物の共通感染症の調査研究・情報発信 [拡充]	県民	飼い方教室等のイベントで、人と動物の共通感染症の予防について、啓発していく。ワンヘルスの観点から、人と動物の共通感染症の調査研究を行い、感染動向を把握するとともに、関連した知識や発生時の注意喚起も含めた情報を発信していく。	
3	ボランティア支援・育成の拠点	ボランティア活動の支援	ボランティアによる譲渡会の実施 [拡充]	ボランティア 県民	ボランティアによる譲渡会の開催場所を提供する。	ドッグラン 臨床関係施設 研修ルーム グルーミング室
			飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施 [新規]	飼い主の いない猫	猫の引取頭数減少のため、モデル地域を設定し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う。	
			ボランティアと福祉部局等の連携の促進 [新規]	ボランティア 自治体福祉部 局等	講習会や情報交換会を通じて、ボランティアと自治体の福祉部局等と連携を図る。	
	発掘	ボランティアの育成及び	ボランティア講習会の実施 [拡充]	ボランティア	ボランティア活動に役立つ知識（高齢の飼育者への対応、動物由来感染症に関する知識など）の習得やボランティア同士の情報交換の場の提供のため、講習会を実施する。	研修ルーム 啓発展示エリア
			ボランティア活動の周知 [新規]	県民	掲示やイベント等を通じてボランティアの活動を県民に周知する。ペット関連の専門的知識及び技能を持つ人へ働き掛け、新しいボランティアの発掘・登録に繋げる。	
4	災害時動物対策の拠点	被災動物救護の拠点	災害時における放浪動物の収容管理 [拡充]	被災動物	県下全域における、一体性を有したペットの保護収容体制を構築する。	ドッグラン 動物飼養施設 臨床関係施設 災害時備蓄倉庫
			被災動物の救護 [拡充]	災害時の負傷 動物	災害時に、動物救護拠点として、負傷動物に対し治療を行う。	
			ライフラインの整備及び保護・収容機材の備蓄 [拡充]	飼育動物 被災動物	県外自治体や関係団体と連携した広域的な協力体制を構築する。	
	啓発	災害時に備えた普及	防災訓練の実施 [拡充]	県民	災害時に備え、平時からの防災教育や、ボランティアリーダーの育成を行う。	ドッグラン 研修ルーム 啓発展示エリア
			災害対策講習会の実施 [拡充]	県民	災害時の飼い主の役割について普及啓発するため、災害対策講習会を行う。	

## 第5章 (仮称)静岡県動物愛護センターの整備方針

### 1 整備方法等

あり方検討会報告を踏まえ、「人と動物の共生推進のための拠点検討会（以下、「拠点検討会」という。）」において専門家の意見を伺い検討した。（計4回）

#### (1) 整備方法

整備方法として、新設、建替え（移転無し）、焼却棟解体・修繕の3つの手法について比較検討した結果、耐用年数や配置バランス解消の点から、新設が適当であると考えられた。

新設については、初期費用が高いというデメリットがあるため、他施設と建物を共有する合築や他施設と同一の敷地内に別建物として設置する併設、県有施設等のリノベーションを検討した。その結果、合築や併設における相手施設の検討では、建設スケジュールやコンセプトの不一致、感染症対策の不確実性、ランニングコストの増額等の理由により、困難と判断したため、これらの課題を解消し、複数の候補の中から最適な施設を選定できる県有施設等をリノベーションして、利用することとした。

なお、リノベーションは環境に配慮したSDGsの取組の一環となる手法でもある。

#### (2) 整備の内容

第3章及び第4章に基づくものとする。

## 2 設置地域及び設置場所の条件

### (1) 設置地域の条件

(仮称)静岡県動物愛護センターの機能をより有効に活用するための設置地域の条件を示した。

#### ア 動物の命をつなぐための拠点

- ・人口割合の多い地域であること。
- ・政令市についてはそれぞれ動物の収容及び譲渡を行う施設を保有しており、動物愛護拠点の重複を避けるため、政令市以外の場所であること。

#### イ 普及啓発の拠点

- ・推定飼育頭数の多い地域であること。
- ・保護・引取り頭数、苦情件数が多い状況にあり、適正飼養を浸透させるため、他の地域よりも積極的に普及啓発や指導を行う必要がある地域であること。

#### ウ ボランティア支援、育成の拠点

- ・ボランティアの多い地域であること。
- ・動物に関する苦情や相談の多い地域であること。
- ・県の施設から遠い市町在住のボランティアへのフォローとして、県の施設と政令市の施設のどちらでも利用できる仕組みを作ることも必要であり、県内に施設がバランスよく配置されること。

#### エ 災害時動物対策の拠点

- ・県民全体に普及啓発や災害時の支援等を効率的に行うためには、県内全体にバランスよく配置されること。

地域	人口	推定飼育頭数		苦情・相談件数	犬保護引取り頭数	猫引取り頭数	ボランティアグループ数
		犬	猫				
東部	1,172,838	犬	62,714	1,891	161	169	149
		猫	78,190				
中部*	452,533	犬	23,010	630	25	19	55
		猫	28,318				
西部*	523,724	犬	26,398	541	26	79	46
		猫	32,656				
合計	2,149,095	犬	112,123	3,062	212	267	250
		猫	139,163				

\*政令市を除く

## (2) 設置場所の条件

### ア 敷地面積

・必要諸室や付帯施設を設置することができる広さの敷地があること。

### イ 周辺環境

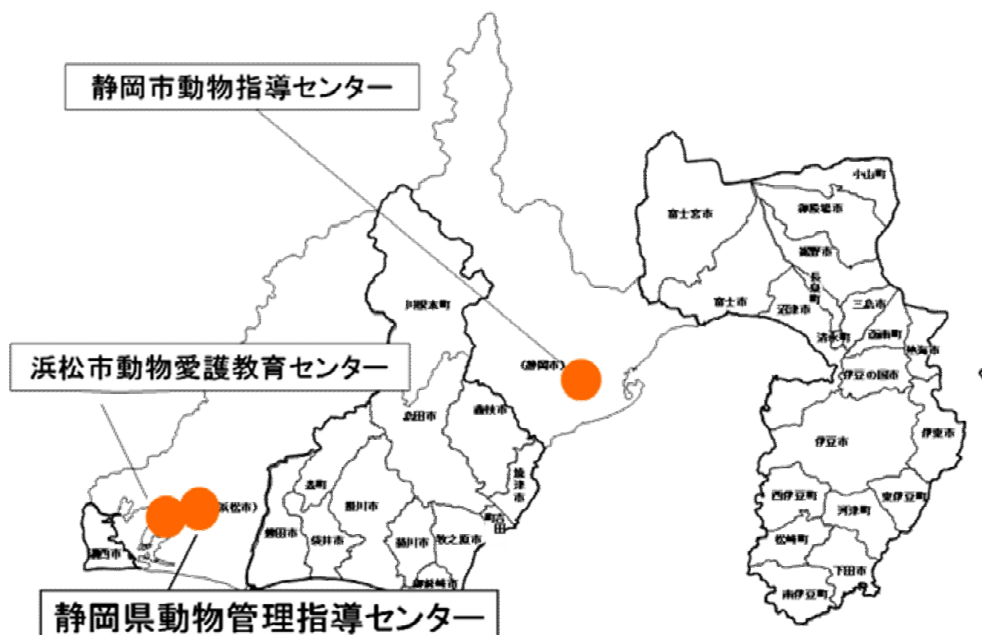
・自然が豊かであるなど、動物にストレスがかからない良好な環境であること。  
 ・動物の鳴き声等に配慮し、対策が可能な場所であること。

### ウ 県民の利用

・譲渡の推進にあたり、来場者数の増加は重要であり、施設は県民の多くが来訪しやすい場所であること。  
 ・ボランティアが利用しやすい場所、交通利便性のよい場所であること。

### エ 安全性

・津波浸水区域外など、様々な災害リスクを考慮した場所であること。



【県及び政令市の動物愛護管理行政を担う拠点施設の配置】

### 3 設置地域及び設置場所の決定

#### (1) 設置地域

(仮称) 静岡県動物愛護センターの機能を有効に活用するため、設置条件の主な要件となっている、同様の施設のある両政令市との配置バランス等を考慮し、東部地域が望ましいと判断した。

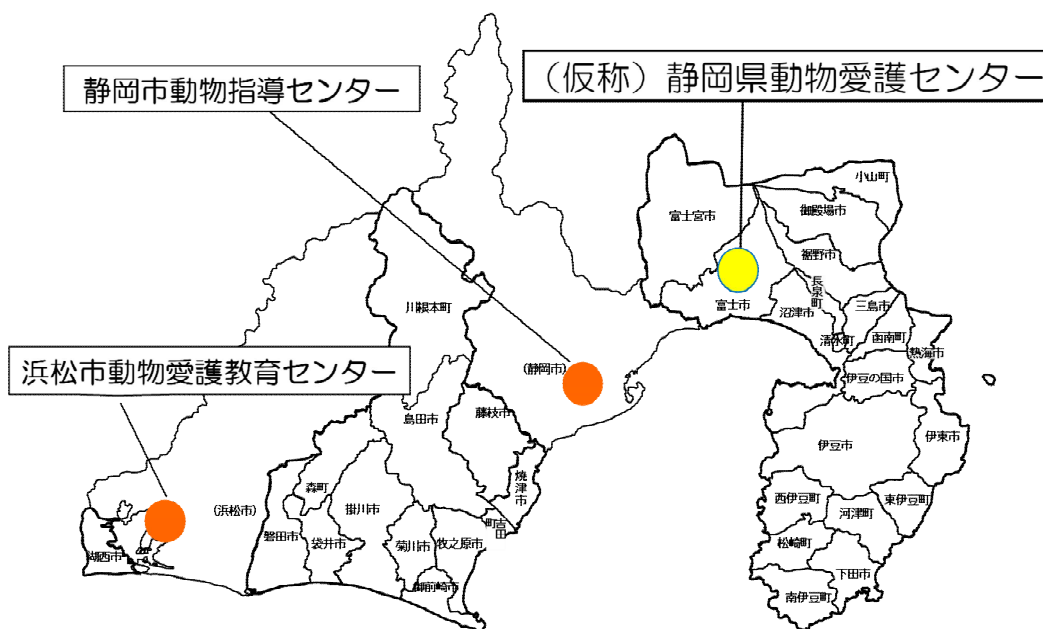
#### (2) 設置場所

整備方針に基づきリノベーションが可能な東部地域の県有施設等について、敷地面積、周辺環境、県民の利用に向けた交通の利便性、津波浸水区域外等の安全性を検討した結果、県東部の富士市にあり、令和6年度に未利用となる県立富士見学園（静岡県富士市大淵 2158）が最適と判断した。

県立富士見学園は、施設整備に必要な面積を確保でき、周囲は緑が多く、敷地からも富士山が望めること、県東部地域の中でも西側で県西部にも配慮した位置であること、東名高速道路富士インター、新東名高速道路新富士インターからのアクセスが良いことから県民が利用しやすく、交通利便性のよい場所である。

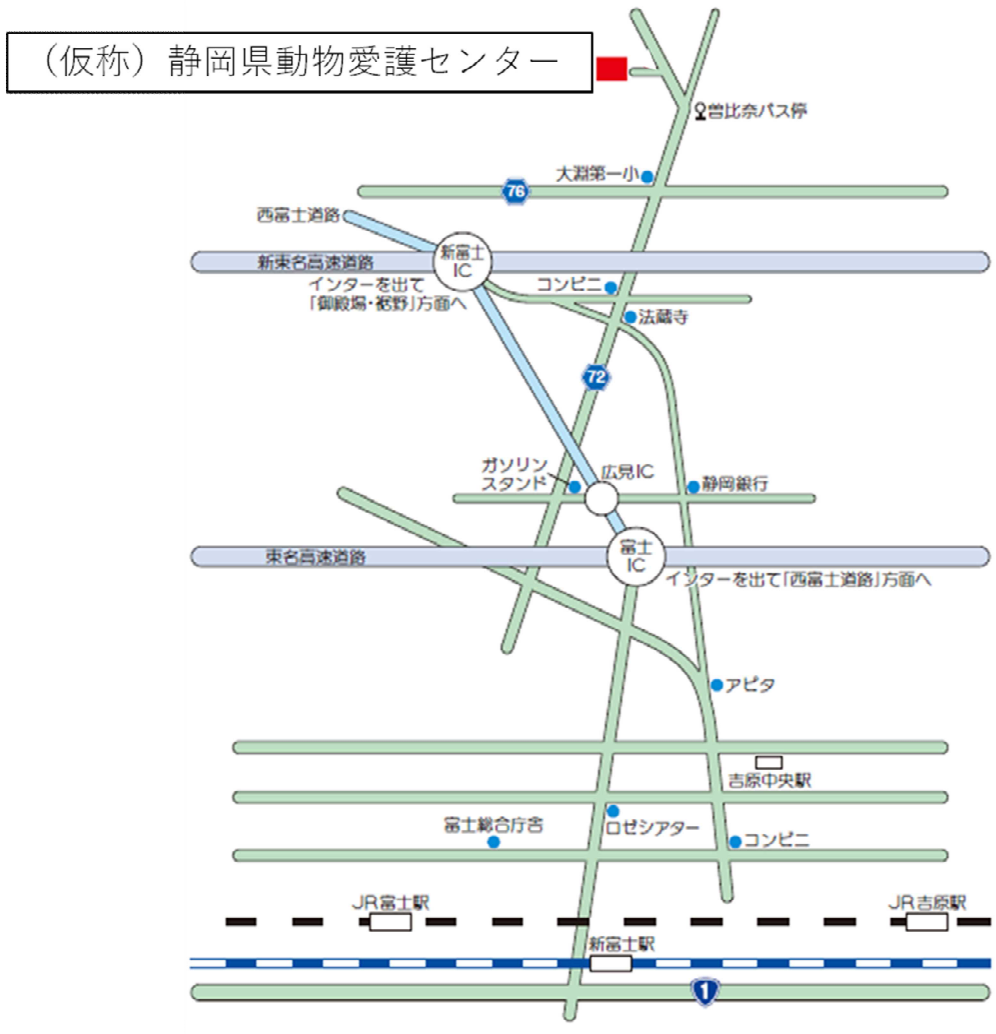
(県立富士見学園)

所在地	静岡県富士市大淵 2158
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR富士駅からバスで約 34 分、バス下車後徒歩で 3 分</li> <li>・ 東名高速道路富士インターから車で 15 分</li> <li>・ 新東名高速道路新富士インターから車で 10 分</li> </ul>



【動物愛護管理行政を担う拠点施設の配置】





【アクセス図】

## 第6章 管理運営方法

管理運営方法は、直営管理方式又は指定管理方式が考えられ、（仮称）静岡県動物愛護センターで行われる事業の内容を踏まえながら検討をしていく。

## 第7章 整備スケジュール予定

（仮称）静岡県動物愛護センターは、県の動物愛護の拠点となるものであり、動物管理指導センターの老朽化も著しいため、早期の整備が求められるが、県立富士見学園の移転時期を考慮したうえで進めていく。

年度	R4	R5	R6	R7
内容	基本構想・基本計画 → 設計 → 工事 → 開所 (県立富士見学園移転後着工)			

## 第8章 まとめ

県の動物愛護管理施策を推進するための拠点である動物管理指導センターは、老朽化が著しく、また、愛護に係る機能不足が課題となっており、(仮称)静岡県動物愛護センターを整備する必要がある。

(仮称)静岡県動物愛護センターは、現状の機能の強化に加え、新たな機能を追加することで、4つの役割(「動物の命をつなぐための拠点」、「普及啓発の拠点」、「ボランティア支援、育成の拠点」、「災害時動物対策の拠点」)を担い、時代に即した動物愛護管理のシンボルへと転換させていく。

整備方法としては、耐用年数や配置バランス解消の点から、新設が適切であると判断した。新設については、他施設との合築や併設、県有施設等のリノベーションなどを検討した結果、建設スケジュール、コンセプト、感染症対策、ランニングコスト、環境へ配慮したSDGsへの取組等を考慮し、県有施設等をリノベーションして、利用することとした。

設置地域については、(仮称)静岡県動物愛護センターの機能を有効に活用するため、同様の施設のある両政令市との配置バランス等を考慮した結果、東部地域とした。設置場所については、敷地面積、周辺環境、県民の利用に向けた交通の利便性、津波浸水区域外等の安全性を検討した結果、県東部の富士市にあり、令和6年度に未利用となる県立富士見学園が最適と判断した。

(仮称)静岡県動物愛護センターの機能や想定される施設、設置場所等について検討を行い、基本構想を策定した。

## 人と動物の共生推進のための拠点検討会

### 委員名簿

No.	氏名	委員期間	職名
1	杉山 和寿	令和2～4年度	公益社団法人静岡県獣医師会 理事
2	平井 潤子	令和2～4年度	特定非営利活動法人アナイス 代表
3	山根 一毅	令和2～4年度	学校法人大阪 YMCA グローバル事業グループ長
4	平野 雅彦	令和2～4年度	静岡大学人文社会科学部 客員教授
5	山田 欣也	令和2～4年度	静岡市校長会事務局長
6	金巻 とも子	令和2～4年度	かねまき・こくぼ空間工房
7	漆畑 健	令和2～3年度	静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課長
	太田 智恵子	令和4年度	
8	大畑 克彦	令和2年度	静岡県動物管理指導センター所長
	犬塚 博之	令和3～4年度	
9	鈴木 眞二	令和2～3年度	静岡県東部保健所衛生部長
	川口 美樹	令和4年度	
10	有田 世乃	令和2年度	静岡県動物保護第2指導班長
	長谷川 久	令和3～4年度	

(事務局：静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課)

### 開催履歴

開催回数	開催日	場所	内容
第1回	令和3年 2月2日	静岡県庁	新たな拠点のコンセプトについて
第2回	令和4年 3月3日	静岡県庁	必要機能、必要諸室（例）について
第3回	令和4年 6月1日	静岡県庁	基本構想中間報告について
第4回	令和4年 9月12日	静岡県庁	基本構想（案）について